

湖南省モニター広告事業企画提案募集要項

湖南省では、市有財産への民間企業等の広告の掲載を通じて、市の新たな財源を確保するとともに、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として広告事業を実施しています。

この広告事業の一環として、市施設内へ市政情報及び広告映像を放映するためのモニター（周辺機器を含む。以下、「モニター広告」）を設置・運用する事業者を次のとおり募集します。

1 募集条件等

(1) 募集名称

湖南省モニター広告事業企画提案募集

(2) 募集内容

「湖南省モニター広告事業企画提案募集 仕様書」のとおり

(3) 設置場所

①市役所東庁舎市民課待合ロビー（湖南省中央一丁目1番地）

②保健センター（湖南省夏見588番地）

③十二坊温泉ゆらら風除室（湖南省岩根678番地28十二坊の森内）

ア 事業者は、事業の実施に伴い、貸付料（広告料含む）、電気使用料を市に納付していただきます。

イ モニターの設置場所等の詳細は、協議のうえ決定するものとします。

ウ モニター広告の情報を掲載したパンフレット台を設置することができます（設置場所等については協議のうえ決定します）。

(4) 設置事業者の施設使用形態

設置事業者は、設置場所として使用する部分について、有償貸付契約を交わし、使用する。

(5) 契約期間

契約期間は、令和8年12月1日から令和11年3月31日までとする。

※契約期間内において、庁舎の改修等で設置期間及び設置場所を変更する必要がある場合は、市と協議のうえ決定します。

(6) 提案金額

価格提案のあった価格をもって貸付料（広告料含む）とする。また、貸付料（広告料含む）とは別に、機器の消費電力に応じた電気使用料は年度ごとに別途納付すること。

ア 広告掲載に係る貸付料（広告料含む）の金額は、通年（1年間）で合計を表示し、消費税及び地方消費税を含んだ額とします。また月割り可能な額とす

ること。

イ 電気使用料は、モニター広告の消費電力等に応じ算出した額とします。

2 掲載できない広告等

「湖南省公共物等有料広告掲載に関する基本要綱」及び「湖南省広告掲載基準」に定める広告。

3 応募資格

応募事業者は、下記に示す一定の条件を満たし、社会的信用及び実績を有するものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当するものでないこと。
- (2) 湖南省広告掲載基準第 5 条の規定に該当するものでないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納しているものでないこと。
- (4) 本市から入札参加停止を受けているものでないこと。
- (5) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のアからオの要件に該当するものでないこと。

ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされているもの。

イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされているもの。

ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされているもの。

エ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申立てがなされているもの。

オ 銀行取引停止処分がなされているもの。

- (6) 地方公共団体においてモニター広告の設置、運用の実績を有していること。
- (7) 滋賀県内に本社又は支社、営業所を有していること。

4 応募について

- (1) 募集期間

令和 8 年 9 月 2 日（水）から令和 8 年 9 月 15 日（火）まで（土曜日、日曜日を除く）の午前 9 時から午後 4 時 45 分まで。

- (2) 提出方法 湖南省秘書広報課に直接持参又は郵送で提出してください。

（郵送の場合は 14 日（月）必着となります。）

提出先：〒520-3288 滋賀県湖南省中央一丁目 1 番地

湖南省 総合政策部 秘書広報課 広報・広聴係（東庁舎 3 階）
電話 0748-71-2300(直)

(3) 提出書類

- ア 湖南省モニター広告事業申込書（別紙様式 1）
- イ 企画提案書（別紙様式 2 又は任意の様式）
- ウ 業務実績一覧表（別紙様式 3）
- エ 商業登記簿謄本又は登記事項証明書の写し（発行日から 3 か月以内のもの）
- オ 納税関係証明書（未納の税額がないことの証明書の写し）（直近事業年度）
 - ・ 国税：法人税、消費税および地方消費税（その 3 の 3）
 - ・ 都道府県税：法人県民税、法人事業税（滋賀県内に事業所がある場合）
 - ・ 市町村民税：法人市民税、固定資産税（湖南省内に事業所がある場合） 国税及び地方税の納税証明書の写し
- カ 会社概要（パンフレット等）

(4) 企画提案書の内容〈必須掲載事項〉

前項（3）イに示す企画提案書に記載する内容は以下のものとする。

- ア 企画概要及び P R
- イ 年間貸付料（消費税、地方消費税、広告料含む）
- ウ モニター及び設置する台等の仕様（寸法、設置場所、設置面積、電源投入方法、音量調整方法、盗難・悪戯防止策等）
- エ 事業開始までの作業スケジュール（広告主募集、モニター設置等）
- オ 市政情報の製作・更新方法（主な作成者、所要日数等）
- カ 市政情報及び広告映像の構成（枠数、1 サイクルの放映時間等）
- キ メンテナンスの体制（作業内容、頻度等）
- ク 広告内容等に問題があった場合の対応（当該広告のみの放映中止、市政情報を含む全ての放映中止、対応までの日数等）
- ケ 自社の広告掲載基準の有無（有りの場合はその概要）

(5) その他留意事項

- ア 湖南省公共物等有料広告掲載に関する基本要綱、湖南省広告掲載基準及び湖南省モニター広告事業企画提案募集要項を確認のうえ提出ください。
- イ 提出部数は 2 部とします。（正本 1 部、副本 1 部）
- ウ 書類提出後の提案等の修正又は変更は一切認めません。
- エ 本件に参加する費用は、全て応募事業者の負担とします。

5 事業者の選定

(1) 選定方法

所管課が提出書類の審査のうえ、ヒアリング審査を実施し、内容等を総合的に評価し、

1 者を選定させていただきます。

(2) 実施日時

令和8年9月25日(金)午後1時30分から

(3) 実施場所

湖南省役所東庁舎3階 第4会議室

(4) 実施内容

詳細については別途応募事業者に連絡いたします。

6 選定結果

選定の結果は、選考結果決定通知書(別紙様式4)により別途お知らせいたします。なお、審査の経過の公表はしません。また、審査結果に対しての異議申し立ては受け付けませんのでご了承ください。

7 評価項目及び評価の視点

評価項目	評価の視点
事業者の業種	モニター広告設置事業者の実施に適した業種であるか
貸付料(広告料含む)	貸付料(広告料含む)の多寡を評価する
モニター本体の仕様	募集要項に定める仕様を満たしているか
事業開始までの作業スケジュール	日程、作業手順等が効率的で、かつ実現性があるか
市政情報の製作、更新方法	手法、所要日数等は妥当か
放映時間に占める市政情報の放送割合	市の情報提供手段としての効果を評価する
メンテナンス体制	メンテナンスの内容と頻度は適切であるか
広告内容等に問題があった場合の対応	放映全体に影響度や対応速度を評価する
自社の広告審査基準	広告審査に対する姿勢を評価する
独自性	独自の創意工夫はみられるか
資料調製能力	提案書はわかりやすいか
本事業に対する理解度	事業の目的や効果を理解しているか
業務の実績	モニター広告事業を取り扱った実績があるか

8 参加者の失格

- (1) 提出期限を過ぎて提案書が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められるに至った場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 前各号に定めるものの他、提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

9 提出書類の取扱い

提出書類の取扱いは次の各号によるものとします。

- (1) 提出書類の著作権は応募事業者に帰属する。ただし、湖南省が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとします。
- (2) 提出書類は一切返却いたしません。

10 協定の締結等

有償貸付契約の手続きは、令和8年10月末までに行う。なお、契約は、湖南省モニター広告事業申込書に記載された名義で行う。

11 その他

- ・ 応募者は、この募集要項及び仕様書のほか、「湖南省公共物等有料広告掲載に関する基本要綱」及び「湖南省広告掲載基準」を熟読すること。
- ・ 契約締結後、本市が発行する納入通知書で当該年度分の貸付料及び電気使用料を納付すること。
- ・ 広告の設置・変更等については、本市の審査を経て実施すること。

12 提出先及び問い合わせ先

〒520-3288 滋賀県湖南省中央一丁目1番地

湖南省 総合政策部 秘書広報課 広報・広聴係（東庁舎3階）

電話 0748-71-2300(直)

別紙様式 1

湖南省モニター広告事業申込書

年 月 日

湖南省長

あて

(申込者)

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

湖南省公共物等有料広告掲載に関する基本要綱第 7 条に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申込みます。

申込者	担当者職氏名 電話番号 F A X 番号 E-mail	
提出書類	☐ 企画提案書（別紙様式 2 又は任意の様式） ☐ 業務実績一覧表（別紙様式 3） ☐ 商業登記簿謄本又は登記事項証明書の写し （発行日から 3 か月以内のもの） ☐ 納税関係証明書（未納の税額がないことの証明書の写し） （直近事業年度） ☐ 会社概要（パンフレット等）	
年間貸付料	円（消費税、地方消費税、広告料含）	

※申し込みにあたっては、湖南省公共物等有料広告掲載に関する基本要綱を遵守します。
※湖南省が私の市税等納付状況の調査を行うことに同意します。

企画提案書

年 月 日

湖南市長 あて

(申込者)
住所
商号又は名称
代表者職氏名

企画概要及びPR	
市に支払う広告料の 年額（別紙様式1の 年間広告料と同額）	円
モニター及び設置する 台等の仕様	（寸法、設置場所、設置面積、電源投入方法、音量調整方法、盗難・悪戯防止策等）
事業開始までの作業 スケジュール	（広告主募集、モニター設置等）

（裏面あり）

市政情報の製作・更新方法	(主な作成者、所要日数等)
市政情報及び広告映像の構成	(枠数、1 サイクルの放映時間等)
メンテナンスの体制	(作業内容、頻度等)
広告内容等に問題があった場合の対応	(当該広告のみの放映中止、市政情報を含む全ての放映中止、対応までの日数等)
自社の広告掲載基準の有無	(有りの場合はその概要)

別紙様式 3

業務実績一覧表

地方公共団体の実施する広告事業について、貴社がこれまでに取り扱った実績（過去2年間）を記入してください。

[illegible]

選考結果決定通知書

湖秘第 号
年 月 日

様

湖南市長 松 浦 加 代 子

令和 年 月 日付けで申込みのあった「モニター広告事業」については、湖南市公共物等有料広告掲載に関する基本要綱第 8 条に基づき、下記のとおり { 可 ・ 不可 } に決定したので通知します。

条 件	1、映像機器及び広告映像に関連して、第三者との間に紛争が生じた場合、事業者の責任及び負担において解決するものとします。 2、事業者の責めに帰する理由に基づきモニターを撤去することになった場合には、事業者の負担において施設の原状回復をしていただきます。 3、市と別紙の有償貸付契約書を 30 日以内に取り交わしていただきます。
不 可 の 理 由	
問 い 合 わ せ 先	総合政策部 秘書広報課 広報・広聴係 TEL：0 7 4 8－7 1－2 3 0 0（直通）
備 考	

取り下げ書

年 月 日

湖南市長 あて

(申込者)

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

令和 年 月 日付け湖 第 号で決定の通知を受けた「モニター広告事業」について、下記の理由により取り下げたいので申し出します。

記

取り下げの理由